

松江市 報道提供資料

令和6年1月12日

件名

登録有形民俗文化財の登録について

【取扱注意】

ラテ：令和6年1月19日（金）17:00 解禁

新聞：令和6年1月20日（土）朝刊

内容

松江市が所有する「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具※」が、令和6年1月19日（金）に開催される国の文化審議会において、国の登録有形民俗文化財に登録するよう答申される予定です。（詳細は別紙のとおり）

※漁撈用具…漁業のさまざまな場面で使用されてきた用具類のことで、漁に直接使う用具のほか、船や船具、用具を製作・修理する用具、魚介類の加工や運搬の用具、仕事着など

○記者レク（島根県と合同開催）

と き：令和6年1月17日（水）14時～／ところ：島根県庁講堂

○報道機関向け展示（登録される漁撈用具の一部を展示します）

と き：令和6年1月18日（木）10時～11時／ところ：松江市役所新庁舎2階東会議室

○市民向け公開展示（登録される漁撈用具の一部を展示します）

とき	ところ
展示中	島根半島・宍道湖中海ジオパーク松江ビジターセンター 2階
令和6年1月27日（土） ～2月21日（水）	松江市立中央図書館 玄関展示ケース
令和6年2月1日（木） ～4月24日（水）	松江市役所 新庁舎4階市長室前展示ショーケース

注目点

松江市で2件目（島根県では3件目）の登録有形民俗文化財登録です。

【問い合わせ】

文化スポーツ部文化財課 担当：有田、佐藤 電話：0852-55-5523

【取扱注意】

ラテ：令和6年1月19日（金）17:00 解禁

新聞：令和6年1月20日（土）朝刊

別紙

「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具」の登録について

令和6年1月19日に開催された国の文化審議会（会長 佐藤 信）において、「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具^{*}」が、国の登録有形民俗文化財に登録するよう文部科学大臣へ答申される予定です。

松江市で2件目（島根県では3件目）の登録有形民俗文化財登録となります。

※漁撈用具…漁業のさまざまな場面で使用されてきた用具類のことで、漁に直接使う用具のほか、船や船具、用具を製作・修理する用具、魚介類の加工や運搬の用具、仕事着などが含まれる

■登録の内容

【名称】 島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具

【員数】 1,598点

【所有者】 松江市

【所在地】 島根歴史民俗資料館（島根県松江市島根町野波 2048）

松江市宍道菟古館（島根県松江市宍道町宍道 1715-2）

（注）いずれも収蔵庫として使用しており、公開はおこなっていない

■登録の趣旨

島根半島における漁撈は、半島北部の日本海沿岸と半島南部の汽水湖といった広い範囲を漁場として行われてきており、本件では、海水・淡水に住む多様な魚介類を対象とした漁具が収集されている。これらの資料群を包括的に登録することで、島根半島における漁撈の全体像を知ることができ、今後の保存と活用が期待される。本件は、出雲地方における生業の実態とともに、我が国の汽水域の漁撈のあり方を考える上で注目すべき資料群である。

■文化財の説明

本件は、松江市が所有する漁撈用具の収集で、リアス海岸が発達した半島北部の日本海沿岸と、半島南部の汽水湖の宍道湖、中海において、魚介類の捕獲に使用された用具である。島根半島沿岸では、複雑に入り組んだ地形のため、小型の木造船を使ったイカやブリなどの一本釣漁や網漁、磯漁などが行われ、宍道湖ではシジミ漁、中海ではアカガイ（サルボウガイ）漁などが主に行われてきた。本収集は、このような松江市域の各種の漁に使われた用具を中心に、漁に着用した仕事着、漁獲物の運搬や加工の用具、刳舟形式のソリコ舟などの舟関係用具から構成される。

■松江市の地形と水域

松江市は、北には外水面である日本海を、中央には宍道湖・中海と塩分濃度に差がある2つの内水面を持つ。この性格の違う3つの広い水面を市域に持つことは、松江市の類まれな特長であり、全国的にも珍しい。宍道湖、中海は国内最大の連結汽水湖であり、島根半島に沿って続く境水道を通じて日本海へとつながっているため、2つの湖では塩分濃度に大きな差があり、それぞれの生態系にも違いを生みだしている。

■各資料の説明

○島根半島沿岸の漁撈用具

員数	905 点
漁場の歴史と特徴	島根半島沿岸資料の収集地である島根町は、入り組んだ地形が天然の良港となり、そこに集落が形成され、古くから半農半漁の生活が営まれていた。
収集の経緯	昭和 49 年（1974）島根町史編纂事業発足と同時に、町教育委員会が地元住民によびかけ収集したもの。
資料の内容	905 点の資料はおもに昭和 30 年代までのものが中心。中分類として 11 項目に分類している。分類では釣具が 307 点で最も多く、疑似餌や釣針のほか糸巻や道具箱がある。突・磯物捕採具は 57 点で、「サンパ」とよばれた木造の和船に乗って使用した道具類である。サザエやアワビのヤス、ワカメを刈る鎌などの金属を、長い竹の竿の先端に取り付けて使用したため、金属（カネ）と木（キ）からカナギ漁と呼ばれたという。網具は 81 点あり、網のほかウキやタモも含まれる。ほかにも様々な種類からなる舟関係具 135 点、ワカメなどの加工道具 57 点や漁の安全を祈願する信仰用具 44 点、作業着などの衣関係 29 点がある。交易・運搬具の 100 点には日本海を航行する北前船の交流が垣間見える資料もある。
資料の位置づけ	<p>3つの水域の資料のなかで最も数が多く、本資料の核となるもの。905 点のすべてが島根町（大芦・加賀・野波）とその周辺地域で使用されていたもので、この地域の漁撈用具をほぼ網羅している。</p> <p>個々の資料として特筆すべきものは、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「出雲の藤布紡織習俗」に選択された、フジの紡織技術で作った網「モジアミ」が数点確認できる。どんざやしんぼう、こだなしなどの作業着も状態のよいままに保存されており、民芸の美意識を感じることができる貴重なものである。</p>

○宍道湖の漁撈用具

員数	642 点
漁場の歴史と特徴	<p>宍道湖の水は大橋川を通じて中海、日本海へと流れており、海水が逆流するために塩分の混じった淡水となっている。</p> <p>宍道湖は波が穏やかなため漁がしやすく、投網、ダバヅケ、延縄、四ツ手網等の様々な漁具・漁法が考えだされた。</p>
収集の経緯	<p>宍道湖資料には、老人クラブを中心に寄贈されたものと、昭和 59 年（1984）に宍道町歴史民俗資料館建設が計画された際に収集されたものがあるが、資料の中心は宍道町に住んでいた明治 35 年（1902）生まれの中村亀吉氏が実際に使用していたもの。</p>
資料の内容	<p>642 点の資料は中分類として 8 項目に分類している。その大半を占めるのが 531 点の網類で、なかでも最も多いのがシラウオアミの 175 点である。シラウオは幅の広い深さにいるため高い網が必要で、高さ 1.6m、長さ 15m の 1 枚の網を何枚もつないで張っていた。次に多い網が 146 点のセイゴアミで、セイゴはスズキの幼魚で成長に合わせて網目の大きさを変えるため、多くの網が必要となる。次にアマサギアミの 105 点が続き、この 3 種が網類の 8 割を占める。舟関係具は 12 点で、うち 11 点を占めるカンテラは集魚灯としてだけでなく、これらの網を設置した場所を示す目印としても使用された。陥穽具は 62 点で網具につぐ数量で、ウナギやエビを捕獲するため湖底に沈める罠類が多い。束ねた木の枝を沈め小魚の棲みかを作るダバヅケなど宍道湖らしいものが揃う。魚介以外にも鳥類を捕獲する道具もあり、カモトリワクはモチをつけたカズラを日が沈むころに湖上に流し、夜明け前に飛び立つカモを捕ったという。貝類捕採具はシジミを採るジョレンで 4 点が収蔵される。</p>
資料の位置づけ	<p>汽水湖の漁撈用具の収集という点で希少価値がある。琵琶湖の漁法を取り入れた記録も残り、汽水湖における漁法の伝播を知ることができる。</p> <p>642 点のうち 530 点が、明治生まれの 1 人の漁師が大正初期から昭和 50 年代にかけて実際に宍道湖で使用していた道具類であり、使用方法や内容についても本人への聞き取り調査が行われ、記録があるという点で価値が高い。</p> <p>宍道湖漁撈用具の代表であるジョレンの収集については 4 点と少ないものの、昭和 10 年代からの変遷がわかるよう年代ごとに揃っており、使用する船の動力の変化に伴い変化していく過程がわかる貴重な資料である。</p>

○中海の漁撈用具

員数	51 点
漁場の歴史と特徴	<p>中海は、西は大橋川を通じて宍道湖と、東は境水道を通じて日本海とつながっている。海水の流入があるため、塩分濃度は海水の 2 分の 1 であり、宍道湖の塩分濃度とは大きな差がある。</p> <p>中海は元来、魚介類の資源は多く、魚種も多かったが、明治以降になると中海の環境が悪化。さらに、漁法の動力化に伴い、中海の魚介資源は減少の一途をたどった。</p>
収集の経緯	<p>中海に浮かぶ大根島・江島で使用されていた資料。八束公民館が収集し、昭和 50 年代まで公民館内の民具資料室で展示していたものが中心。</p>
資料の内容	<p>51 点の資料は中分類として 7 項目に分類される。最も多いのが網具 18 点で、ついで舟関係具 13 点と続く。網具には「三十二年」と墨書きのある網が 3 点あり、昭和 30 年代に使用されていたことが分かる。その他、エビや海藻を採る突・磯物捕採具 8 点、貝類捕採具であるアカガイケタの 4 点は、中海独特の資料である。</p>
資料の位置づけ	<p>3 つの水域の資料のなかで圧倒的に数が少ない。しかしながら、中海以外の水域では使用しない資料が残る。それは、独特な形態をもつ「ケタ」とそれを引っ張る「ソリコ舟」である。かつて中海の特産品であったアカガイ（サルボウガイ）は、ケタとソリコ舟を使って採られていた。その採取方法は、海底に沈めたアカガイケタを船から引っ張り、ケタの歯で掻きだしたアカガイを取り付けてある網に入れて採る方法である。ソリコ舟は船首を大きく左右に振りながら前進するため、このケタをうまく引っ張るのに合理的な形をしている。ケタにはアカガイ以外にも、エビや海藻、ナマコを採るものがあり、それぞれ歯の長さや間隔が違う。現在は行われていない中海独特の漁法を伝える、貴重な資料といえる。</p>

島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具(内訳)

大分類	中分類	点数
1 島根半島沿岸 905点	釣具	307
	突・磯物捕採具	57
	網具	81
	陥穽具	8
	舟大工用具	16
	舟関係具	135
	加工用具	57
	交易・運搬具	100
	信仰用具	44
	衣関係	29
	製作用具	71
2 宍道湖 642点	貝類捕採具	4
	網具	531
	陥穽具	62
	舟大工用具	30
	舟関係具	12
	加工用具	1
	交易・運搬具	1
	いけす類	1
3 中海 51点	釣具	1
	突・磯物捕採具	8
	貝類捕採具	4
	網具	18
	陥穽具	5
	舟関係具	13
	交易・運搬具	2

計 1,598



島根半島沿岸の漁撈用具

画像データが入用の場合は松江市文化財課(bunkazai@city.matsue.lg.jp)までご連絡ください



宍道湖の漁撈用具

画像データが入用の場合は松江市文化財課(bunkazai@city.matsue.lg.jp)までご連絡ください



中海の漁撈用具

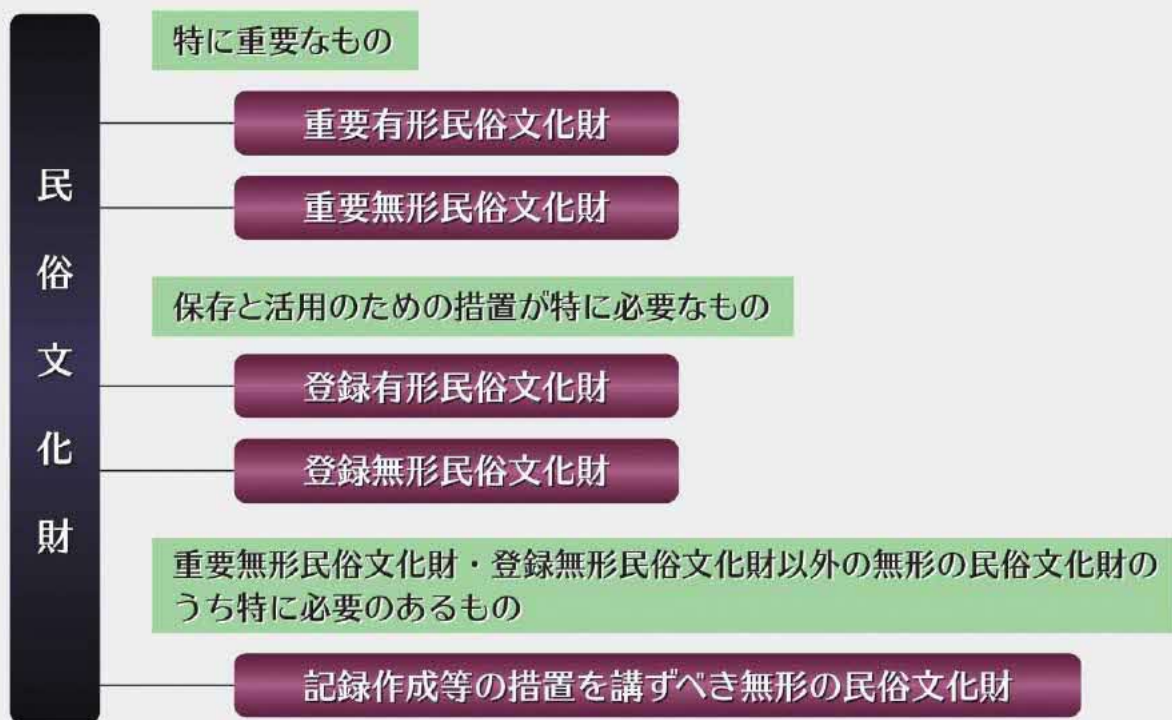
◆ 民俗文化財とは

わが国の文化財は、昭和25年に制定された文化財保護法に基づき、保存・活用が図られています。同法律では、建造物や絵画等の有形文化財、演劇・音楽、工芸技術等の無形文化財とともに、民俗文化財が保護の対象となっています。

民俗文化財とは、それぞれの地域に根ざした衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件等、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものです。

◆ 国の指定・登録・選択の制度

国は、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存と継承を図っています。また、重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財以外の有形・無形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」、「登録無形民俗文化財」に登録しています。その他に、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。



「日本の文化を未来に伝えるー民俗文化財の保護制度ー」（文化庁発行）より引用